

令和4年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年12月23日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年12月23日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
6番議員	岡戸 章夫	7番議員	加藤 久幸
8番議員	中根 信一郎	9番議員	吉筋 恵治
10番議員	中根 幸男	11番議員	西田 彰
12番議員	亀澤 進		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 5番議員 川岸 和花子

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	健康こども課長	朝比奈 礼子
産業課長	長野 了	建設課長	中村 安宏

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第85号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第86号 森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について

議案第87号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第88号 森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第89号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第92号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第93号 令和4年度森町一般会計補正予算（第12号）

議案第94号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第95号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第96号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第97号 令和4年度森町一般会計補正予算（第13号）

< 議事の経過 >

議長

(中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

発言するときは、座ったままで、マイクボタンを押し、マイクの正面から発言するようにお願いします。

また、発言が終了したときにも、マイクボタンを押すようにお願いします。

日程第1、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

最初に、第一常任委員会委員長、岡戸章夫君。

登壇願います。

6番議員

(岡戸章夫君) 第一常任委員会、岡戸章夫です。

第一常任委員会所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

去る11月10日と11日に、第一常任委員会・第二常任委員会と合同で、先進地所管事務調査を行いました。

葉っぱビジネスとゼロ・ウェイスト宣言で全国の注目を浴びている徳島県上勝町のまちづくり取組過程と現在の姿、そして何が若者を惹き付けるのかを探るため、視察に伺いました。

上勝町では、研修等の対応は自治体や議会が行うのではなく、連携している合同会社パンゲアに委託し有料で行っており、今回は代表の野々山氏からレクチャーを受け、10日はまちづくりの取組とゼロ・ウェイストの取組について、11日は地域おこし協力隊の活動と廃校の跡地活用について学びました。

上勝町は、徳島県中央部の山岳地に位置しており、世帯数753世帯、人口1,441人、面積は約110平方キロメートルの小さな自治体で、高齢化や人口減少の中でも若い世代の移住者を呼び込むなどして、この先も人口1,000人を維持することを目指しているとのこと。

まず、まちづくりの大きな転換期は、昭和56年に主要産物のみかんの木が異常寒波により全滅したことから、当時農協の営農指導員であった横石氏が、葉っぱビジネス（彩り事業）を始めたこ

とに始まります。料理の「つま」として山のモミジなどの葉を販売することで、現在年商2億6千万円を売り上げています。さらに持続可能な地域づくりを目指し、平成15年にゼロ・ウェイスト宣言をし、焼却ごみや埋め立てごみのゼロに向け、アクションをとっています。

平成11年に統合により廃校となった福原小学校は、複合住宅に改装し、1階を貸事務所、2階を賃貸住宅として活用され、常に満室とのこと。廃校と同時に住民からの要望を受け、一年後には着手したとのこと。スピード感を感じました。

これらの取組過程から、まちづくりのキーポイントとして、5つに着目しました。地区のつながりが強い風土から、1Q（いきゅう）運動会と呼ぶ住民による課題解決を競いながら、面白く楽しいまちづくりを行っていること。彩り事業で得た知名度をさらに横展開し、「いろどり」「ゼロ・ウェイスト宣言」「教育」の3事業をブランド化していること。移住ポータルサイト「上勝パラダイス宣言」などにより、移住促進を積極的に進めていること。数名程度の小規模事業者の誘致・起業を行い、雇用の創出をはかっていること。そして最も特徴的なことは、まちづくりの実質企画・推進・研修依頼などを、今回お話を伺った合同会社パンゲアに委託している点です。

2011年度内閣府インターンシップ制度により、野々山氏を向かい入れ、現在に至り、パンゲアが実質的な町のコーディネートを担っているとのことですが、野々山氏の熱のこもったお話から、上勝町の大きな推進力となっていることが伺えました。

まとめとして、町の規模が違うため一概には言えませんが、行政が行うこと（得意なこと）と出来ないこと（苦手なこと）を潔く明確にし、出来ないことは住民や事業者の力を借り、委託などして得意な人たちにまちづくりをけん引してもらう手法は、森町でも参考にすべきではと感じました。葉っぱビジネスを考案した横石氏が救世主であったことは間違いありませんが、その事業に

応えた住民がいたからこそと考えます。

また、野々山氏を向かい入れたことも大きな展開に結び付いています。外部人材をハンティングし、力を借りることは今や特別なことではなく、むしろ優秀な人材確保は自治体の腕の見せ所でもあります。一方で、けん引役がいたとしても、それに応える住民がいなければ本末転倒であります。100の地域があれば100の風土があり、そこに生きる人たちをよく理解し、リードする必要性を改めて感じました。

そして、上勝町がここまで知名度を上げられたのは、その情報発信力です。取組が世界の先端を行き、共感を得ていることは間違いありませんが、SNSをはじめとした各種の発信力あってこそであると考えます。

地域をよく理解したリーダーの存在、そこに裏付けられた戦略・ブランド化、若い世代の発信力は、伸びている自治体の不可欠要素と言えます。森町も自己満足に陥ることなく、常に外に学びフィードバックをしていく必要を感じたとともに、我々議員も絶えず学び、有用な提言を続ける努力が必要と感じました。

最後に補足として、今回の研修ではICT活用の一つとして導入したタブレットを各自持参しました。事務局でポケットルーターを用意したことにより、長い移動中でも時間を無駄にすることなく勉強したり、バスのモニターを使ってYouTube動画にて予習するなどして、研修内容を理解するうえで効果があったと感じます。今後もICTの活用も含め、様々な視点と試みから中身の濃い所管事務調査となることを目指していきたいと思えます。

以上で、第一常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議 長

(中根 幸男 君) 次に、第二常任委員会委員長、加藤久幸君。

7 番議員

登壇願います。

(加藤久幸君) 第二常任委員会委員長の加藤久幸でございます。

第二常任委員会所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

去る11月10日と11日に、第一常任委員会、第二常任委員会と合同で先進地所管事務調査を行いました。

人口減少問題への取組の先進事例調査として、徳島県上勝町を訪問し、所管事務調査を行いましたので報告します。

上勝町は、徳島県中央部に位置し、人口1,441人、世帯数753世帯、面積109.63キロ平方メートルの町です。昭和30年には高銓村、福原村と合併し、現在に至っています。また、人口減少や少子高齢化が進んでいますが、人口1,000人をキープすることを目標にしています。小さな自治体ながら、町を代表する特産品である南天や桜などの日本料理の季節感を演出する「つまもの」を活用して、高齢者がパソコンを使って生き生きと働ける仕組みづくり、「葉っぱビジネス」というビジネスモデルが全国から注目されています。

10日には、葉っぱビジネスとゼロ・ウェイストについての説明を受けました。最初に、町から委託を受けている「合同会社パンゲア」野々山聡CEOから説明をいただきました。

昭和56年2月に零下13度の異常寒波によって主要作物のミカンが全滅し、当時農協の営農指導員であった横石氏の発案により、それに代わるものとして「葉っぱビジネス」がスタートしました。開始当初は年商100万円程度でしたが、現在は2億6千万円程度にまで成長し、町の一大産業となりました。このビジネスが全国から注目を浴びて、まちづくりの大きな起点となり、高齢者農家の収益や労働意欲、勤労意欲の向上につながったとの説明を受けました。

次に、ゼロ・ウェイストの取組について説明を受けました。2003年に焼却・埋め立てごみをゼロ、「処理よりも抑制」を目標と

した上勝町ゼロ・ウェイストを宣言し、17年後の2020年には、町民一人ひとりがごみ削減に努めた結果、リサイクル率80パーセント以上を達成しました。小さな町の大きな挑戦は世界から注目され、持続可能な社会への道筋を示しました。この達成を踏まえ、更に、「未来の子供たちの暮らす環境を自分のこととして考え、行動できる人づくり」を2030年までに重点目標に掲げ、再びゼロ・ウェイストを宣言したとのことでした。

11日は、地域おこし協力隊の活動と集合住宅について、野々山聡CEOより説明を受けたのち、上勝町役場建設課課長補佐の泉原英和氏より説明をいただきました。

地域おこし協力隊の位置づけとして、行政が募集を行い目的に沿った受け入れ先に委託して支援する方法で、自然環境などに興味を持つ学生や若い世代の応募が多く、移住をけん引しており、情報発信なども行っているが、将来的な定住は未知数であるとの説明でした。

集合住宅については、平成11年の統合により廃校になった福原小学校は、落合複合住宅としての活用が短期間で決まりました。既存の状態を維持し、上勝町産杉材を利用した環境配慮型住宅で、1階は貸事務所5室、2階は賃貸住宅8世帯22名で、現在は満室であるとのことでした。総工費は1億9,990万円で、財源については、起債が1億4,940万円、臨時経済対策事業が2,380万円、県補助金が2,490万円、一般財源が120万円であるとの説明でした。これとは別に、小規模起業家の誘致も進めており、不足する単身者向け住宅の建設も進めているとの説明でした。

まとめとしまして、葉っぱビジネスに関しては、森町には次郎柿の原木、お米、レタス、お茶、トウモロコシ等ブランド化出来る特産品が目白押しであることから、PRの方法や様々な手法をもって進めなければならないと感じました。

ゼロ・ウェイストについては、森町でも16種類ほど分別処理はされていますが、上勝町の45種類とまではいきません。地球温暖

化や廃プラスチック類による海洋汚染、自然環境を守るには、私たちが足元から変えなければならぬと感じました。また、地域のコミュニティ拠点となるごみステーションは、日本各地では無人で進める動きがある中、上勝町では、常勤のスタッフが配備されていました。そのような環境の中で、住民が直接ごみステーションへごみを持ち込むことが重要と考えます。

地域おこし協力隊と集合住宅については、地域住民からの要望を受け短期間で決まり実現出来たことから、森町においてもスピード感をもって進めるべきと感じました。

上勝町は人口1,400人の規模で、役場職員60名程と業務範囲には限界があります。そのため、合同会社パンゲアに委託し、実質的に企画運営、研修依頼、町の課題、目標等を共有し、地方創生戦略を基に持続可能な地域社会を目指しています。これは行政と合同会社パンゲア、また、町民との信頼関係がしっかり構築されていると感じました。

また、上勝町にとって救世主となりました「葉っぱビジネス」を考案した横石氏の存在や、パンゲアの野々山氏を迎え入れたことは、町の方向を大きく変え、知名度を上げた要因かと思われま。また、若者による情報発信力にもあろうかと思ひます。

近年では、元警察駐在所を改装したシェアハウスや古民家を改装したオーベルジュ、ゼロ・ウェイストカフェ、古民家バー、クラフトビールの店舗兼製造工場など、若い人材による新規事業が相次いで起こっています。時代が変わるところには、必ず若者がいます。森町においても、若い人の力も借りながら活性化されることを望みます。

以上で、第二常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

(中根 幸男 君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

議 長

日程第2、議案第85号「森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第86号「森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第87号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第88号「森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第89号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第91号「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

(中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第92号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第93号「令和4年度森町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第94号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第95号「令和4年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第96号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

(午前 9時59分 ~ 午前10時10分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第97号「令和4年度森町一般会計補正予算(第13号)」を議題とします。

議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 中根信一郎です。

説明書の7・8ページの、健康こども課さんの出産・子育て応援ギフトの関係でございます。

内容について詳しくお伺いをしたいわけですが、対象が本年度の4月1日以降に出産をされた方と、これからの対象的な部分、現在妊娠しているとかも即対象になるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども
課長

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。ただ今の中根信一郎議員のご質問にお答えします。

対象となる方については、今ご説明がありましたとおり、令和4年4月1日以降に出産された方ということになっておりますが、実際に対象となる方が、もう既にいらっしゃいます。4月1日から妊娠届、出産を迎えた方がいらっしゃいますので、その方も含めて対象とさせていただきますが、その内容について具体的に申し上げます。

妊娠届け出時の出産応援ギフトは100人を見込んでおりますが、4月1日から12月までに出産された方が60人。それから、令和4年4月から12月までに妊娠届け出をしていますが、まだ出産していない方が20人となります。この方につきましては、合計80人ですが、遡及の支給対象という形になりますので、今後、早めにアンケート等を送らせていただいて、支給をしていくという形になります。

それから、今年度は令和5年1月から3月までに妊娠届け出をこれからする方が多分おりますので、その方を20人と見込んでおりまして、先ほどの80人と20人を足して、合計100人は出産応援ギフトの対象となります。

子育ての関係ですけれども、出産後の出産応援ギフトは、80人を

見込んでおります。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、4月1日から12月までに出産された方がもういらっしゃるのでは、その方も含めて対象とさせていただきますので、その60名。それから、令和5年1月から3月に出産される方が20人としまして、80人の方を対象に出産応援ギフトを交付させていただく予定でおります。以上となります。

議長
8番議員

(中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 人数的なもの、また、今現在の状況等はわかりました。

これから移住をして妊婦の方とか、妊婦で移住して即出産という方方には、適用はされるかもしれないけど、ギフトは適用されないという理解でよろしいかどうか、お伺いします。

議長
健康こども
課長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。中根信一郎議員の再質問についてお答えします。

実際に転入された方につきましては、転入元の市町での面談、それから交付状況を確認いたしまして、まだ面談が済んでいないとか、実際に出産応援ギフトをもらっていないというような方につきましては、転入先の森町で面談と応援ギフトを交付するという形になります。ですので、各市町間で情報を連携しまして、確認をして交付をするという形になります。

それと先ほど最初の一問目のご質問のところ、これからの対象の部分ということでございましたけども、今年度はそのような形になりますが、来年度以降は、令和5年4月1日以降から妊娠届け出をした方については、妊娠届け出時の面接後に5万円を交付し、その後出産をされた方については、出産後の家庭訪問等で面談をいたしまして、また5万円相当を交付するという形になります。

議長
3番議員

(中根幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 佐藤です。お願いします。

予算書の6ページをお願いいたします。繰越明許費について、ご答弁いただきたいと思います。

ほとんどが災害の復旧事業費ということで、補正計上されている内容のものだと思います。これにつきましては、当初の補正等の予算関係で、年度内における執行が完了困難という形で次年度に持ち越すという内容のものだと思いますけれども、これが次年度に持ち越さなければいけなくなったその理由がどういったものなのか。それとも、既に予算計上されていた内容の中で執行している部分もあると思いますけれども、そういったところをお教え願いたいと思います。

さらにもう一点。この明許費につきまして、例えば継続費等の対応はできなかったのかというところも、併せてご答弁をいただきたいと思います。

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、繰越明許費において繰り越さなければならなかった理由についてというところでございます。

まず、この繰越明許費でございますけれども、全部で4本ございますけれども、これは全て今回の追加議案で補正計上した額を、そのまま繰越という形になっております。基本的にその背景としましては、やはり引き受け先である業者のコンプライアンスというものがあまして、年度を超えた予算が担保されていない状態で、なかなか契約はできないだろうという考え方。それから今回、当然本町だけではなくて、県内さまざまな市町で復旧工事が行われるといった状況の中で、なかなか業者も手一杯でなかなか手が回らないんじゃないかと。そういった先行きの不透明感というのもございまして、災害対策につきましては、できるだけ既存の財政制度の中で柔軟に対応をして、早期復旧につなげていきたいという配慮があって、今回追加補正をした額をそのまま繰越明許と

議 長
企画財政
課 長

いうことで予算計上をさせていただいたという経緯でございます。

継続費で対応できなかったのかということでございますけども、基本的に繰越明許ということで、こちらにつきましては、年度内の完成ができないと。予算計上していたものについて、そういう場合には、繰越明許というものが妥当であると考えているところです。少し条文を読まさせていただくと、自治法に規定がございます。「性質上又は予算成立後の事由に基づいて、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰り越して使用することができる。」ということでございまして、これにつきましては、早期発注にそれぞれ心がけているわけでございますけども、先ほどの事情もございまして、こちらで予算計上すると同時に繰越明許ということで、予算計上させていただいたというところのものでございますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長
3番議員

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤 明孝 君) 丁寧な説明ありがとうございます。

ということは、この次年度のこれだけの繰越明許によって、一応この事業復旧についての目処が立つと解釈してよろしいでしょうか。

議長
企画財政
課長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) ただ今の佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

繰越明許費につきましては、基本的には翌年度までの2か年ということで限定をされております。なので、基本的に令和4年度で今回繰越明許を出しますが、それを繰り越して対応できるのは、令和5年度までということになります。ですので、こちらの繰越明許費で計上させていただいた事業につきましては、令和5年度の完成というのを目標とさせていただいて、進めさせていただきたいというものでございます。

先ほどの継続費というご質問もございましたけども、本質的にその年度割り、継続費の場合には、年度で金額に使える制限というものがある、そういったような形で予算計上しているものでございます。今回、繰越明許ということでございますので、これにつきましては、繰り越して使用することができる額の最高限度額をこちらで示させていただくという状況でもって、できる限り弾力的な形で早期復旧に努めていきたいということでございますので、ご理解をお願いをいたします。以上です。

議長
3番議員

(中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤 明孝 君) それでは最後にちょっとお聞きしたいのは、この明許費に伴うべきこの補正額というのは、特定収入としての位置づけは、令和4年度になるのか、5年度になるのか。その点だけお聞かせください。

議長
企画財政
課長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。佐藤議員のご質問にお答えいたします。

繰越明許に係る財源ということでございますが、この財源につきましては、基本的に繰越明許予算でございますので、財源もセットで繰り越していくということになります。

財源につきましては、基本的には今年度で払った分については、当然それは例えば起債で、例えば前払い金というものであれば、その前払い金については、令和4年度の起債で対応していくということになります。実際繰り越していく分については、基本的には未収入の特定財源と一般財源ということで、その財源を繰り越していくという形になります。実際に繰り越す額というのは、来年の5月31日までに繰越明許費の計算書というのを調製しまして、その後の直近の議会で報告させていただくということになっております。その計算書の中で、実際に繰り越す額というのが確定をして、それについての財源、既収入特定財源、未収入特定財源、一般財源という形でお示しをさせていただきたいと考えてお

りますので、基本的に翌年度に繰り越していく分については、繰り越す場合には、未収入特定財源ということで整理をさせていただいて、繰り越していくということになろうかと考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡戸 章夫 君) 6 番、岡戸です。

歳出の 8 ページのところ、産業課さんの災害復旧事業、0001 から 0002 にかかるところです。その中で、黒石のところの農道、堤防から農地が破損、流出して一番大きくえぐれたところなんですけれども、そこを復旧していただけるということなんですけれども、まず確認で、復旧ということですので、今まであった形状、ルートというか、今大きくえぐれているので、えぐれた形で復旧するのか。それとも、今までえぐれたところを全く元のように埋めて復旧させるのかという、一応確認させていただきたい。

それと、そうした場合、今までどおりの形、元に戻すよということであると、あそこの農道、堤防のところ、農道ですので主に地元の方しかあまり使わないのかなとは思いますが、非常に道幅が狭くて、もちろんガードレールとかそういったものもないので、ちょっと慣れない人だと非常に怖いような道であったかと思えます。復旧に伴って、少しでも幅を広くすることはできないのか。若しくは、途中で待機場所、すれ違う場所を設けられないか。そういったことも可能なのか、お聞かせ願いたいと思います。そうすると、農地を削ったりもしなきゃいけないのかなとは思いますが、そこら辺含めて復旧のやり方をお聞かせください。

議長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。

岡戸議員の農業災害復旧に係る黒石地区のところのご質問にお答えいたします。

まず一点目、えぐれた形で復旧するののかということでございます。

ここの災害復旧については、まず2級河川でございますので、堤防とその上の道路については、袋井土木事務所がまず復旧をします。ですので、そこをえぐれた形で復旧する、要は河川の堤防になりますけども、そこについてはどんな形で復旧するかは、おそらく現況復旧ですので、ほぼ同様な形かなとは思いますが、工法によっては、今回えぐれたのでどの程度強化するのか等々については、袋井土木の方で河川復旧事業として堤防、かつその上のおそらく町道だと思うんですけど、町道については復旧をします。その作業が終わった後に、その堤防の下の水路、そして田んぼ、農道というのも復旧していきますので、そういった意味ではその順番でまず復旧することになりますので、それについては、土木事務所の整理という中になります。

二点目の堤防の道路についても、こういった形で復旧するののかというのは承知していないので、おそらく町道になりますので、建設課等に一応協議があると思いますので、その時点でそれができるかどうかというのがわかってくるのかなと思います。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) まず、繰越明許の関係。

これを見ますと、農業関係は約3億円と思います。繰越明許ということになりますと、工事改修が5月、6月以降になるように思うんですが、その6月以降になる水田の面積というのは、何町歩ぐらいを見ておられるでしょうか。そこはもう作付けはできないように思うんですが、その面積がどのぐらいあるのかお聞きします。

それから、歳出において、子ども子育て応援ギフトの関係です。つい先日もマスコミ、新聞に子供の生まれる数が過去最低という

ことで、コロナもある中で非常に出産数が少ないという状況です。そういった中で、今回、応援ギフトということで5万円、また子育てにも5万円ということですが、この応援ギフトに対して各自治体独自で上乗せをするような自治体は、この近隣自治体にありますか。また、これ上乗せができるのかどうか。町独自で10万にするとか、そういうことができるのかどうか。もしできるなら、ぜひもっと応援してやってもらいたいと思うわけですが、どうでしょう。

それから、9・10ページのこれは先ほど農業の関係で質問してありましたので、その二点をお願いします。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えいたします。

まず、繰越明許費の関係で、今回計上した全額を一応繰越明許費で計上してあるということです。先ほども企画財政課長から説明があったと思いますが、この繰越明許費については、限度額を定めるものです。要はその中で農業施設に関しては、参考資料としてお配りしていると思いますが、4か所あります。それぞれ繰越明許費にしたから着手が4月以降になるということではないです。要はできるだけ早く発注、その前には当然入札という作業が出てきますけれども、早急に発注するんだけど、当然その箇所箇所によって工期が、あとは工種によって工期がどれだけ見込まれるかというのが決まってくる。できるだけ早く復旧したいんですが、当然材料の調達等々、いろんな状況が出てくるという中で、業者との契約をする際に、例えば繰越明許費をない中でやると、当然3月の工期までの最初の契約をすることになりますよと。当然それをやっていく間にいろんな事情で工期延長できるんだけど、やはり工期が厳しい中でなかなか契約は難しいだろうということで、まず繰越明許費をお認めいただいて、予算の担保をさせていただかないと、4月以降の契約もできませんので、

自治体ですので。ということで、繰越明許費の限度額をいっぱい定めさせていただいたということでございます。その中で、最大限早く復旧作業を進めていくということになります。

お尋ねの面積ということでございますけれども、明らかにちょっと厳しいなというのは、先ほど岡戸議員からご質問のあった黒石地区については、当然河川の堤防の復旧作業が終わって、斜めの法面が決まってこないと作業ができませんので、その黒石地区の農地について、お配りした資料にあります0.48ヘクタールについては、ちょっとさすがに厳しいだろうと。波板を切って水田の途中でということは可能なんですけど、ちょっと現実的ではないかなと思っております。

他の地区について、伏間川の宮代東地区については、土砂を除いて水さえ行けば何とか作付けできると思っておりますので、そこは当然今後、具体的に作業を決めていきますけれども、そういった中でできるだけそこは復旧して作付けできるような形で進めていきたいですが、不測の事態があればちょっと厳しいことがあるかもしれませんが、そういう状況であります。他の大鳥居の三倉頭首工のラバーダムについては、仮設のポンプでやりたいけども、ちょっと一般質問でお答えしましたけども、水の確保は厳しいよということでございます。向天方地区の道路は、茶園であります。そこも仮設の道路を用意して、できるだけ早く2月、3月の管理もできるようにしたうえで、仮設道路を一回作らせていただいて、その作業が終わった後に工事をしていきたいなというように思います。今、申し上げる中で、想定できる中で確実に難しいのは、先ほど申し上げた黒石地区のところは、少し難しいかなと考えております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。西田議員の二つ目のご質問にお答えします。

課 長

まず、この出産・子育て応援交付金事業につきましては、実際

に支援が手薄な0から2歳の低年齢の時期に焦点を当てて、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援をする。それと併せて、経済的支援をするというものになっております。

上乘せにつきましては、してはいけないということではないので、国では自治体独自で上乘せをすることは可能ということになっておりますが、森町で上乘せを考えているかと言いますと、今のところは上乘せについては考えておりません。この事業につきましては、経済的支援がメインではなく、出産・子育てをするご家庭に寄り添った支援がメインになりますので、より丁寧に面談、それから相談、それから子育ての情報等を提供して、安心して妊娠期、それから出産を迎えるように手助けをしていくというようなものになりますので、今のところ上乘せの部分については、検討していないところでございます。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) 農業施設の災害に関しては、大規模に災害を受けたところ以外の小規模で軽いところは、できれば所有者がやるなり地域でやるということですが、ちょっとこれは無理だよというようなところにも、行政の手が届かないといけないと思うんですが、その辺はこの予算の中では見られているのかどうかをお聞きします。

それから出産の関係ですけれども、国保の関係で今42万という出産祝金というのか、出産のあれが大きく50万ぐらいに引き上げられるというようなことも言っていますけれども、それはそれで別でもらえて、それとは別にまたこの5万というのが支給されるという認識でよろしいですか。できれば森町独自で支援をするという経済的な面ばかりではなくて、そういった下支えをするというのもやっぱり必要ではないかなと。5人もいる家庭もありますけど、やっぱり今本当に少なくなっているというのが現実なので、その辺もう一度ちょっと国保の関係と、よろしくお願いします。

議長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。西田議員の再質問にお答えいたしたいと思います、

ここの今回計上させていただいている予算については、公共災害ということで、国の補助をいただいてやるものについて、計上させていただいています。

お尋ねの大規模じゃなくてももう少し小さい規模というものについては、以前お認めいただいた補正予算、手数料等の予算がございますので、今年度については、その中で対応していきたいなと思っております。来年度予算については、それこそ今編成作業中がございますので、詳しいことは申し上げられませんが、来年度もおそらく4月、5月になっても、多少発見されるとかというのがあるとは思いますが、担当課としてはそういったところについても措置をしていきたいなと、現時点では考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども
課 長

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。西田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、出産一時金につきましては、出産費用に対する一時金ということですので、これとはまた全く別物なので、出産費用の助成という形で、それぞれ健康保険組合から支給されるという形になります。

それから一つ、森っ子出産祝い金も森町で長年実施しておりますが、それにつきましては、誕生を祝うというお祝い金という形なんですけども、その事業は継続して続けていくという形になりますので、この新しい出産・子育てのギフトとは、また別という形でやっていきたいと考えております。

それとこの事業が開始されますと、子ども総合家庭の拠点の事業が、更に充実するという形になります。実際に妊婦さんに初回面談、妊娠届の面談の後に、その後出産するまで一度も面談するということは、今までほとんどないような形だったんですが、こ

の事業が始まると、妊娠7、8か月頃にもう一度希望により面談もいたします。それから、こちらが必要に応じて対象となる方については、電話等でも連絡させてもらったり、より丁寧な支援をしていくという形になります。

出産後につきましても、今もう既に赤ちゃん訪問等やっておりますが、その中でさまざまなアンケートと、それから子育ての関係の書類を交付させてもらいまして、実際に保育園のことも含めたり、ファミリーサポートセンターのこともお話させてもらったりしながら、一人で子育てをするのではないよということで、支援を厚くしていくような形になります。そういったところで、出産される方、それから子育てをされる方についての応援をしていくという形になります。ですので、この形を進めていくような形で、新たに上乘せをするということについては、今のところは考えておりませんが、今後、様子を見ながら必要に応じて検討も必要になってくるかもしれませんので、またそのときは検討したいと思っております。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「討論なし」と認めます。

これから議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君)起立全員です。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を

議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議 長

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と
することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年12月森町議会定例会を閉会します。

(午前10時49分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年12月23日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上